

食安輸発0806第1号
平成25年8月6日

各検査所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産青とうがらしのシメコナゾール)

標記については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第1号（最終改正：平成25年8月1日付け食安輸発0801第2号）にて通知したところです。

本日、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部が改正され、本日より改正された基準値が適用されることから、同通知の別表1の韓国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
青とうがらし及びその加工品（簡易な加工に限る。）	別途指示する輸出業者から輸出されたものを除く。	シメコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるシメコナゾールが検出されるおそれがあるため。

を削除するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。